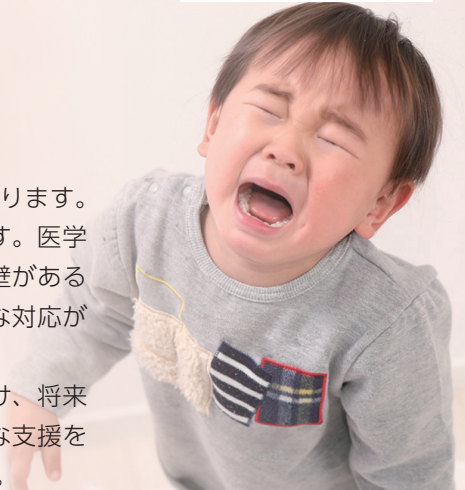


発達の凸凹が気になりますか？

「うちの子、発達障がいですか？」とズバリ聞かれると返答に困ります。発達に凸凹があったとしても、発達凸凹＝障がいではないからです。医学的には、診断基準となる特性を持ち、さらに社会的に何らかの障壁がある場合に障がいと診断します。発達の凸凹や特性が強くても、適切な対応ができて本人や周りが困らなければ障がいとはなりません。

「障がいかどうか」にこだわらず、「支援が必要なら積極的に受け、将来困ることを減らしていこう」と考えてみてください。早期に適切な支援を受けることが将来の自立につながります。気軽に相談してください。



相談窓 口	子育てコンシェルジュ ☎ 66-1107	児童発達支援センターにこりん ☎ 56-2519
	就学支援相談員 ☎ 66-1165	こども家庭センターうみのこ ☎ 56-2305
	障がい者支援センター ※☎ 68-3612	ささゆりの会 ※✉ sasa@as-japan.jp
	健康推進課 ☎ 67-1151	

18歳以上の方は、※印の相談先や心療内科・精神科に相談してください。

65歳以上の方の介護保険料が変わります

長寿課 ☎ 66-1176

ID 0179054

65歳以上の方の介護保険料は、東三河広域連合の介護保険事業計画で3年毎に定められており、令和6年4月から変更となります。

令和6～8年度の介護保険料は、その3年間に必要と見込まれる介護保険サービス費の総額を確保できるように算出され、所得段階別に15区分に分けられています。

4月に東三河広域連合から個別送付する介護保険料の仮算定の通知や8月に送付する本算定の通知で確認してください。

国民年金保険料 学生納付特例

保険年金課 ☎ 66-1101

ID 0223917

所得が一定以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。※学生納付特例が承認された期間分を後払いしないと年金額が減額されます。

申し込み スマホでマイナポータルから、または申請書(日本年金機構ホームページにあります)を郵送で日本年金機構名古屋広域事務センター(〒460-8565)へ。

問合せ 豊橋年金事務所(☎ 0532-33-4111)

児童扶養手当・特別児童扶養手当改定

子育て支援課 ☎ 66-1108

4月～次のとおり改定されます。

●児童扶養手当 ID 0012063
手当月額

児童1人：10,740～45,500円

児童2人：児童1人の金額に5,380～10,750円を加算

児童3人目以上：1人増すごとに3,230～6,450円を加算

※額は所得によって判定

●特別児童扶養手当 ID 0012247
手当月額 児童1人につき

1級 55,350円

2級 36,860円

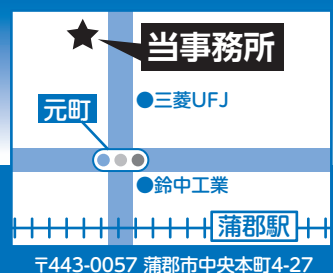
相続・贈与

争族にならないための生前対策にも応じます

初回相談無料

加藤智税理士事務所

お気軽にご相談下さい TEL.0533-68-7160



〒443-0057 蒲郡市中央本町4-27

加藤智税理士 検索